

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行
平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学時健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等

【国】専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等

発達障害者支援に関する主な施策について

発達障害者支援法において、国や地方公共団体等が発達障害者への支援（早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族等への支援、人材の確保 等）を推進するよう規定されており、具体的には、主に以下の施策を講じている。

総合的な支援

- ・「発達障害者支援センター」における相談支援等
- ・発達障害者支援体制整備事業〔都道府県・指定都市〕（発達障害者地域支援マネージャーの配置 等）

早期の診断

- ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業〔都道府県・指定都市〕
- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業〔都道府県・指定都市〕

地域での継続的な医療の対応

- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業〔都道府県・指定都市〕

発達障害児への発達支援

- ・児童福祉法に基づく 給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ・巡回支援専門員整備事業〔市区町村〕

家族等への支援

- ・発達障害児者及び家族等支援事業〔都道府県・市町村〕
（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施 等）

関係機関の連携

- ・家庭・教育・福祉連携推進事業〔市町村〕
（地域連携推進マネージャーを配置し、教育・福祉・家庭の関係構築の場の設置や合同研修等を実施。）

人材育成

- ・国立障害者リハビリテーションセンターや国立精神・神経医療研究センターにおいて各種研修の実施

発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省

補助

都道府県・指定都市

障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施(必須)

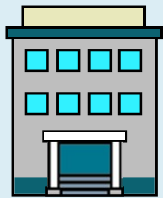
(令和2年4月現在のセンターの設置)

直接実施: 29カ所

委託(社会福祉法人等): 70カ所

※医療法人、地方独立行政法人も可

発達障害者支援センター
(全都道府県、指定都市(67)に設置)



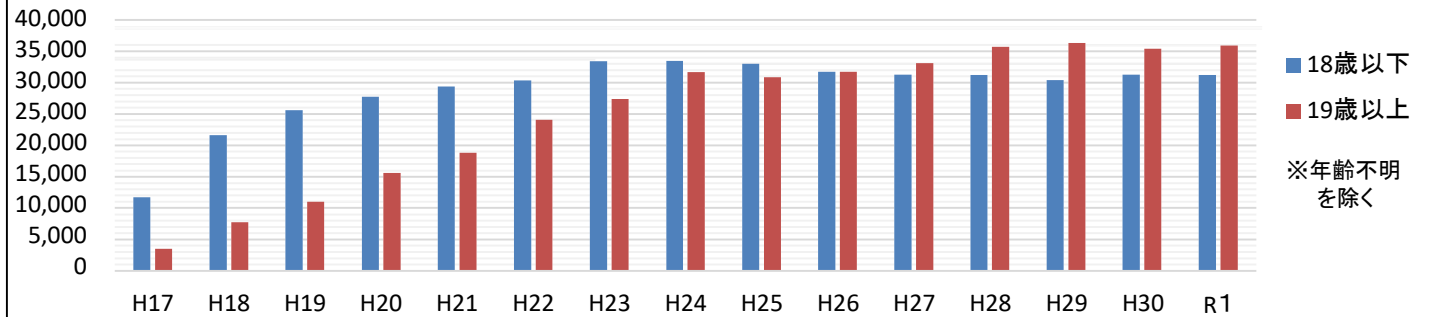
(体制) 職員配置

- ・管理責任者
- ・相談支援担当職員
- ・発達支援担当職員
- ・就労支援担当職員

都道府県等が別途配置する
「発達障害者地域支援マネ
ジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移

(実支援件数)



- ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

支援

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害児等療育支援事業実施機関、児童発達支援センター、障害児入所施設、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

- 連携
- ④調整のための会議やコンサルテーション
 - ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

⑦普及啓発・研修

地域住民、企業

発達障害者支援体制整備事業

本事業では、乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、令和3年度予算案において、発達障害者地域支援マネジャーの配置体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）
- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進。
（主に発達障害者支援センターへ配置）

→配置体制の強化による困難事例等への対応促進

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム（当事者による助言）
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築
（例：個別支援ファイルの活用・普及）



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
 - ・人材確保／人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用



発達障害児者及び家族等支援事業

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。

ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等

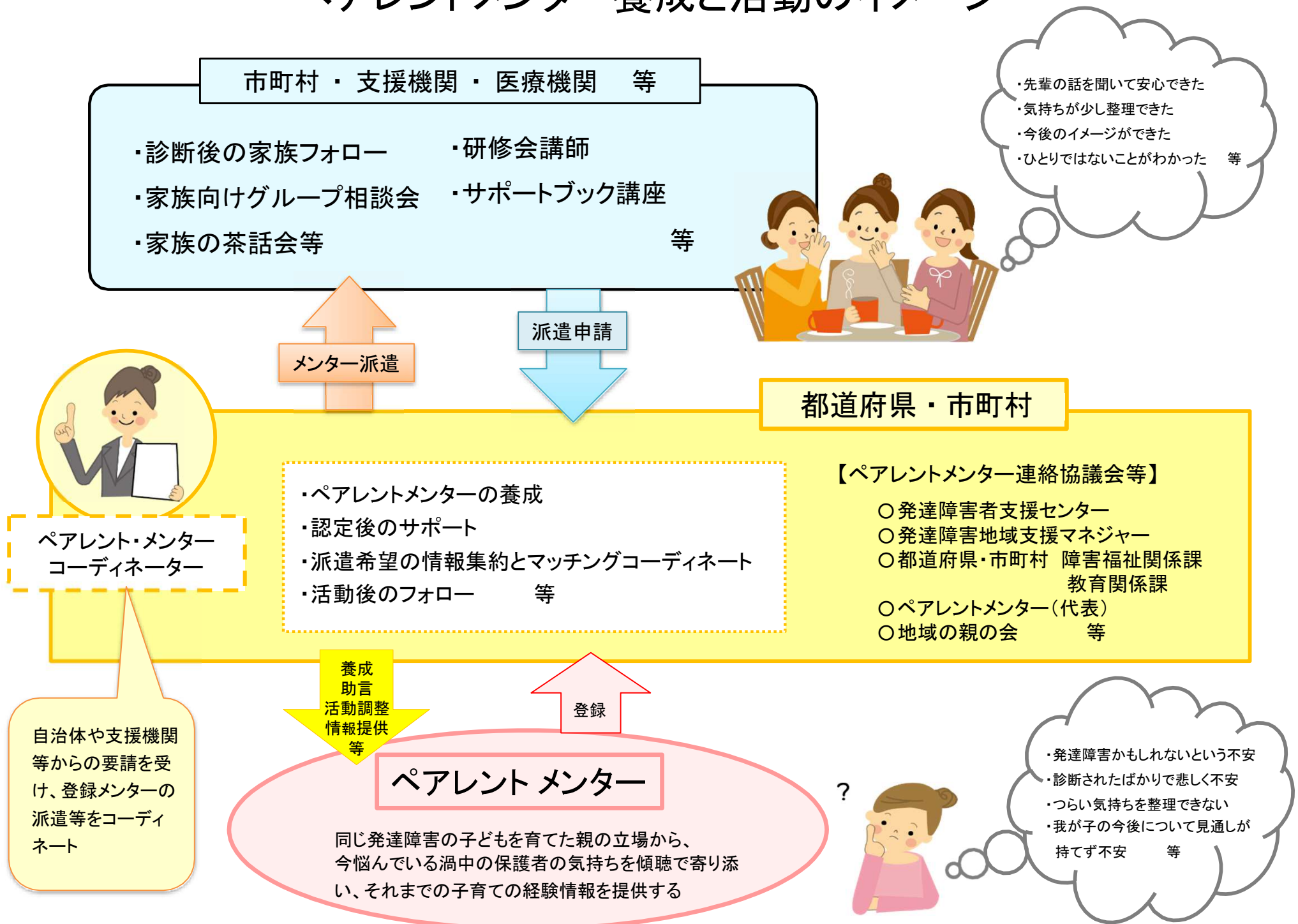


発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等



ペアレントメンター養成と活動のイメージ



ペアレント プログラム (ペアプロ)

対象者

父母・祖父母・親戚等の 保護者・養育者

発達障害の傾向の有無に関わらず参加でき、子育て支援として活用できます

ペアプロを実施する人

ペアプロができる人であれば基本的には誰でもOK！
「行動」で考えることまでをゴールとしているので、比較的实施しやすい

地域の保育士さん、保健師さん等にも実施してほしい！

全6回で実施



プログラム

宿題あります！

- #1 自分(保護者や養育者)について考える
- #2 「行動」でとらえる
- #3 「行動」をカテゴリーに分ける
- #4 ギリギリセーフ行動の考え方を知る
- #5 ギリギリセーフ行動のを見つけ方を知る
- #6 まとめと確認

ペアプロも
ペアトレも

キーワードは「行動」！

- ・仲間と一緒に前向きに取り組める
- ・子どもの今できていることを見つけられる
- ・「ほめる」ことを考える良いきっかけとなる
- ・環境調整のコツがわかる等、メリット多数！

ペアレントトレーニング(ペアトレ)

対象者

父母・祖父母・親戚等の 保護者・養育者

発達障害の特性を踏まえた対応を学べます

ペアトレを実施する人

コアエレメントの内容を理解し、親御さんに寄り添った子どもの関わりを提案できる人が望ましい。

大学、発達障害者支援センター、療育機関、医療機関、障害児支援事業所等

5～10回くらいで実施

プログラム(コアエレメント)

宿題あります！

- ・子どもの良いところ探し&ほめる
- ・子どもの行動の3つのタイプわけ
- ・行動理解(ABC分析)
- ・環境調整(行動が起きる前の工夫)
- ・子どもが達成しやすい指示
- ・子どもの不適切な行動への対応

+α(オプションもOK)

構成: 講義 + 演習やロールプレイ + 家庭での取り組み(宿題)

世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・ 4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・ 全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・ それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・ 事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

<啓発ポスター>



<オフィシャルHP>

World Autism Awareness Day

世界自閉症啓発デー

日本実行委員会<公式サイト>

毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー

毎年
4/2～4/8は、
発達障害啓発週間

メニュー

- トップページ
- 「世界自閉症啓発デー」とは
- イベント2021
- 国連事務総長と大臣からのメッセージ
- 作品展2021
- 国連機関2021
- 日本実行委員会2021について
- 著名人応援メッセージ
- 印刷用データはこちら
- 「世界自閉症啓発デー」Q&A

ご協力をお願いいたします

2021動画はこちら

応援メッセージの募集

団体・企業の方へ

サイトにに関するアンケート

フォトアルバム

羽田空港

新着情報／お知らせ

イベント2021「東京タワーライトアップイベント」の動画を公開
2021 イベント・東京タワーブルーライトアップイベント

著名人応援メッセージ
2021 著名人応援メッセージ

イベント2021「企業・団体の取り組み」
2021 企業・団体の取り組み

イベント2021「日本各地の取組」
2021 自治体等啓発イベント（ライトアップ）、2021 自治体等啓発イベント、
2021 ライトアップ施設一覧

2021作品展
2021作品展

作品展 2019

「窓」
この絵は、水村一貴さんの作品です。